

2025年 年頭のごあいさつ

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆さまにおかれましては穏やかな新年をお迎えのことと存じます。保健事業部はたゆまぬ努力と研鑽を続けてまいります。本年もご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。



保健事業部長
聖隷健康診断センター
所長 武藤 繁貴

2023年4月に事業部長に就任以降、安定した利用者サービスを継続して提供するために、組織や会議の統廃合といった組織改革を行うとともに、業務の効率化や職員の意識改革を進めてきましたが、2024年度になってようやく成果が出始めております。すなわち、業務に関連する種々なトラブルの減少、職員の時間外労働の減少、経営指標の改善といった効果が現れてきました。さらなる効率化として、請求書のデジタル化やWeb予約システムの改修、巡回健診データ収集システム導入などを現在進めています。今後さらにWeb問診の導入なども目指してまいります。

さて、今年の保健事業部最大の事業は、聖隷健康診断センターにおける内視鏡検査ラインの増設であります。現在4ラインを7ラインに増やす工事を行っており、本年4月には5ライン、5月には7ラインが完成する予定です。今後は、特にご要望の多かった胃カメラ検査のご希望にもお応えできるようになると考えています。また、聖隷健康診断センターではMRI装置の更新も行います。脳や臓腑などを、これまでより高画質で描出することが可能になりますので、脳ドックや膵がんリスク検査の受診をご検討いただければと存じます。



聖隷健康診断センター
東伊場クリニック
所長 丹羽 宏

聖隷健康診断センター東伊場クリニックは、本年5月に開設3年目を迎えます。これまで「次の年もご利用いただけるサービスの提供」を旗じるしに努力してまいりました。おかげさまで大勢の皆さまにリピーターとなっていただいています。午前中に健診を済ませ、午後はお仕事に復帰いただくクイックドックへのご支持も厚く、商工会議所の会員の皆さまをはじめ、多くの地域の皆さまに新規ご利用いただいています。



聖隷予防検診センター
所長 野畑 俊介

昨年6月に聖隷予防検診センターの所長に就任いたしました野畑です。昨年も多くの皆さまに当センターを利用していただきまして誠にありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

健診はさまざまな病気の早期発見はもちろん、自分の身体を良く知り、病気になるのを予防することを目的に行われます。利用する皆さまがその目的に高いレベルで満足していただけるよう、精度の高い健診と心を込めた接遇を意識し日々精進してまいります。

2025年もどうぞよろしく願い申し上げます。



聖隷健康サポートセンター
Shizuoka
聖隷静岡健診クリニック
所長 鈴木 美香

2024年も多くの皆さまに聖隷健康サポートセンター Shizuoka・聖隷静岡健診クリニック・巡回健診をご利用いただき、心より感謝申し上げます。サポートセンターでは人間ドックを、健診クリニックでは定期健康診断・がん検診を中心に実施しておりますが、健診クリニックにおいては超音波検査装置の増設を行い、より充実した健診ができる体制を整えました。また、事業所での健康講話の実施など健康経営に向けて積極的なお手伝いもさせていただきます。



地域・企業健診センター
所長 鳥羽山 滋生

最近益々、予防医療についての関心が高まり、健診事業の重要性が増してきております。2020年から続く新型コロナウイルス感染やインフルエンザ感染もある中、安全な健診が求められており、今年もしっかりとした感染対策を行いながら、安全な健診を行ってまいります。また、利用者様に高い満足度が得られる精度の高い巡回健診を進め、各市町村および事業所との協働・連携により、受診率の向上に努めます。

2025年も各市町村の健康維持や各事業所の健康経営に寄与できるよう心掛けてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

2025年も地域の方々のご期待やご要望により一層お応えすべく、施設をあげて励んでまいりたいと存じます。本年もご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

マイナンバーカードの健康保険証利用について

聖隷健康診断センター 顧客サービス課 課長 藤原 邦晃

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、

施行期日を2024年(令和6年)12月2日とする政令が交付されました。

現行の健康保険証の発行は終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行しました※。

※2024年12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が設けられています。

経過措置期間中に発行済保険証の有効期間が到来した場合や、転職・転居等で保険者の異動が生じた場合は失効します。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには以下の3つのステップが必要です

STEP1

マイナンバーカードを申請

申請方法

- 1 オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- 2 郵便で申請する
- 3 まちなかの証明写真機から申請する

STEP2

マイナンバーカードを健康保険証として登録

利用登録の方法

- 1 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- 2 「マイナポータル」から行う
- 3 セブン銀行ATMから行う



STEP3

医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

受付方法

- 1 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- 2 本人認証を行う(顔認証・暗唱番号)
- 3 各種情報提供の同意選択をする

マイナ受付 対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

- POINT 01
より良い医療が可能に！
初めての医療機関等でも、差別情報等の閲覧権限を使えば、今までに比べて情報の共有がより適切に行われるようになります。 ※同意できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等の医療従事者のみです。
- POINT 02
手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！



詳しくは [マイナポータル](#)



★こちらからマイナ保険証について詳しくご覧いただけます▶

保健事業部では全施設に「顔認証付きカードリーダー」を設置済みです。「オンライン資格確認(資格確認限定型)タブレット端末」の導入も、随時進めております。引き続き「健康保険証」「資格確認書」等での対応も可能です。



当日のご利用
方法については
受付でご説明
いたします！

